

## 社会福祉法人ふれあい 役員等の報酬及び費用弁償等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ふれあい定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）評議員、評議員選任・解任委員、第三者委員（以下「役員等」とする）の報酬及び費用弁償（以下「報酬等」とする）について定めるものとする。

### (報酬等の支給)

第2条 役員等がその職務に従事したときは報酬等を支給する。

### (報酬等の額)

第3条 役員等の報酬等の額は、別表1、2に定める額とする。

### (報酬等の支払い方法)

第4条 役員等に対する報酬等は、当該職務を行った都度、当日現金にて支給する。

### (重複支給の調整)

第5条 法人の役員で施設職員を兼ねた者は、この規程を適用しない。

### (公表)

第6条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

### (改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

### (補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が定める。

### 附則

この規程は、平成27年8月13日から施行する。

この規程は、平成30年6月20日から施行する。

別表 1

役職名	報酬の額（日額）	備考
理事	5,000 円	理事会等会議への出席
監事	5,000 円	監事監査・理事会等会議への出席
評議員	5,000 円	評議員会等会議への出席
評議員選任・解任委員	5,000 円	評議員選任・解任委員会への出席
第三者委員	5,000 円	第三者委員会への出席

別表 2

役職名	費用弁償 交通費（日額）	備考
理事	2,000 円	理事会等会議への出席
監事	2,000 円	監事監査・理事会等会議への出席
評議員	2,000 円	評議員会等会議への出席
評議員選任・解任委員	2,000 円	評議員選任・解任委員会への出席
第三者委員	2,000 円	第三者委員会への出席